

別紙3 昭和58年8月26日付官総6-75「税理士法附則第37項の規定により税理士業務を行おうとする公認会計士の申請に対する国税局長の許可基準等について」通達の全部改正について

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一～四 省略</p> <p>五 聴聞手続</p> <p>聴聞手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）、<u>財務省聴聞手続規則</u>（平成6年大蔵省令第98号）、及び税理士法聴聞事務取扱規程（平成7年大蔵省訓令特第8号、以下「聴聞事務規程」という。）に基づき行う。</p> <p>以下 省略</p>	<p>一～四 省略</p> <p>五 聴聞手続</p> <p>聴聞手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）、<u>大蔵省聴聞手続規則</u>（平成6年大蔵省令第98号）、及び税理士法聴聞事務取扱規程（平成7年大蔵省訓令特第8号、以下「聴聞事務規程」という。）に基づき行う。</p> <p>以下 省略</p>